

平成 27 年 3 月 5 日招集

平成 27 年第 1 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

目 次

議案第 2 号	平成27年度燕市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	平成27年度燕市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成27年度燕市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成27年度燕市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成27年度燕市公共下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成27年度燕市土地取得特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成27年度燕市水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	1 頁
議案第 10 号	燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	2 頁
議案第 11 号	燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	3 頁
議案第 12 号	燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	4 頁
議案第 13 号	燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	6 頁
議案第 14 号	燕市職員の給与に関する条例の一部改正について	9 頁
議案第 15 号	平成26年度燕市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議案第 16 号	平成26年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 17 号	平成26年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 18 号	平成26年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 19 号	平成26年度燕市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 20 号	燕市行政組織条例の一部改正について	24 頁
議案第 21 号	燕市行政手続条例の一部改正について	26 頁
議案第 22 号	燕市介護保険条例の一部改正について	30 頁
議案第 23 号	燕市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の 員数等の基準を定める条例の制定について	33 頁
議案第 24 号	燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例の制定について	37 頁
議案第 25 号	燕市特別会計条例の一部改正について	57 頁
議案第 26 号	燕市都市公園条例の一部改正について	59 頁

議案第 27 号	燕市道路占用料徴収条例の一部改正について-----	62 頁
議案第 28 号	燕市営住宅条例の一部改正について-----	69 頁
議案第 29 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について-----	71 頁
議案第 30 号	燕市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関 する条例の制定について-----	75 頁
議案第 31 号	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例の制定について-----	77 頁
議案第 32 号	燕市立小・中学校施設設備利用条例の一部改正について-----	83 頁
議案第 33 号	燕市民交流センター条例の制定について-----	85 頁
議案第 34 号	市道路線の認定、廃止及び変更について-----	90 頁
議案第 35 号	平成 26 年度燕市一般会計補正予算（第 11 号）-----	別冊
議案第 36 号	平成 26 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）-----	別冊
議案第 37 号	平成 26 年度燕市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）-----	別冊
議案第 38 号	平成 26 年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）-----	別冊
議案第 39 号	平成 26 年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）-----	別冊
議案第 40 号	平成 26 年度燕市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）-----	別冊
議案第 41 号	平成 26 年度燕市企業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）-----	別冊

燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

燕市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成27年3月5日提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市分水旭町三丁目3番4号

氏 名 川 崎 吉 明

昭和22年9月22日生

燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

燕市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所 燕市吉田日之出町24番28号

氏 名 秋 山 よ し 子

昭和25年10月 4 日生

燕市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

燕市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成27年3月5日提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市幸町3番27号

氏 名 亀 山 克 司

昭和32年8月19日生

議案第 12 号

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年燕市条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

(燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「369,600円」を「380,600円」に、「306,600円」を「315,700円」に、「291,600円」を「300,300円」に改める。

第7条第2項中「100分の140」を「100分の145」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定(燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「報酬条例」という。))による改正後の報酬条例第7条第2項(次項において「改正後の報酬条例」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第49号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 燕市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第3条第2項中「100分の140」を「100分の145」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

別表中「835,500円」を「860,500円」に、「634,700円」を「653,700円」に改め、同表に次のように加える。

教育長	593,000 円
-----	-----------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定(燕市特別職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))による改正後の給与条例第3条第2項(次項において「改正後の給与条例」という。))の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の燕市特別職の職員の給与に関する条例第1条及び別表中教育長の項の規定は、施行の日以後に地方教育行政の組織及び

運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「新法」という。)第4条第1項の規定により任命された新法第13条第1項の教育長について適用する。

燕市職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第52号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(燕市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「1万円」に改め、同号オ中「1万1,300円」を「1万2,900円」に改め、同号カ中「1万3,700円」を「1万5,800円」に改め、同号キ中「1万6,100円」を「1万8,700円」に改め、同号ク中「1万8,500円」を「2万1,600円」に改め、同号ケ中「2万900円」を「2万4,400円」に改め、同号コ中「2万1,800円」を「2万6,200円」に改め、同号サ中「2万2,700円」を「2万8,000円」に改め、同号シ中「2万3,600円」を「2万9,800円」に改め、同号ス中「2万4,500円」を「3万1,600円」に改める。

第16条の8第2項各号列記以外の部分中「職員区分」を「職員の区分」に改め、同項第1号中「それぞれの基準日」を「それぞれその基準日」に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	138,700	189,500	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	139,900	191,300	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	141,000	193,100	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	142,100	194,700	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	143,200	196,500	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	144,300	198,300	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	145,400	200,100	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	146,500	201,800	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	147,900	203,600	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	149,200	205,400	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	150,500	207,200	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	151,800	208,800	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	153,300	210,700	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	154,800	212,600	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	156,400	214,500	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	157,700	216,300	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400
	18	159,200	218,200	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500
	19	160,700	220,100	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600
	20	162,200	222,000	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700
	21	163,600	223,700	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800
	22	166,300	225,600	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800

23	168,900	227,500	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800
24	171,500	229,400	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800
25	174,200	231,000	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900
26	175,900	232,800	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500
27	177,600	234,500	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100
28	179,300	236,300	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700
29	180,800	237,700	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400
30	182,600	239,200	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700
31	184,400	240,700	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000
32	186,100	242,200	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300
33	187,700	243,600	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600
34	189,200	245,100	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900
35	190,700	246,600	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200
36	192,200	248,200	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400
37	193,500	249,500	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700
38	194,800	251,100	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600
39	196,100	252,700	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500
40	197,400	254,300	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400
41	198,700	255,700	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200
42	200,000	257,100	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000
43	201,300	258,500	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800
44	202,600	259,900	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600
45	203,800	261,100	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400
46	205,100	262,500	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200
47	206,400	263,900	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000
48	207,700	265,300	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800
49	208,800	266,600	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400
50	209,900	267,800	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200

51	211, 000	269, 100	313, 800	360, 900	380, 000	407, 300	451, 000
52	212, 100	270, 400	315, 400	362, 000	380, 800	408, 000	451, 800
53	213, 300	271, 500	317, 100	363, 000	381, 700	408, 800	452, 400
54	214, 300	272, 700	318, 700	364, 100	382, 400	409, 500	453, 200
55	215, 300	274, 000	320, 300	365, 100	383, 100	410, 200	454, 000
56	216, 300	275, 300	321, 900	366, 200	383, 800	410, 900	454, 800
57	217, 100	276, 400	323, 400	367, 100	384, 500	411, 600	455, 400
58	218, 100	277, 500	324, 600	367, 800	385, 100	412, 300	456, 200
59	219, 000	278, 600	325, 800	368, 500	385, 800	413, 000	457, 000
60	220, 000	279, 700	327, 000	369, 200	386, 500	413, 700	457, 800
61	220, 800	280, 900	328, 100	369, 800	387, 000	414, 300	458, 400
62	221, 800	281, 900	329, 100	370, 500	387, 700	415, 000	
63	222, 800	282, 900	330, 000	371, 200	388, 400	415, 700	
64	223, 800	283, 900	331, 000	371, 900	389, 100	416, 400	
65	224, 500	284, 700	331, 900	372, 400	389, 600	416, 900	
66	225, 500	285, 600	332, 700	373, 100	390, 300	417, 500	
67	226, 500	286, 500	333, 500	373, 800	391, 000	418, 200	
68	227, 600	287, 400	334, 300	374, 500	391, 700	418, 900	
69	228, 400	288, 400	335, 200	375, 000	392, 200	419, 400	
70	229, 200	289, 200	335, 900	375, 700	392, 900	420, 100	
71	230, 000	290, 000	336, 600	376, 400	393, 600	420, 800	
72	230, 800	290, 800	337, 300	377, 100	394, 300	421, 500	
73	231, 600	291, 600	337, 800	377, 600	394, 800	422, 000	
74	232, 300	292, 100	338, 400	378, 300	395, 500	422, 700	
75	233, 000	292, 600	339, 000	379, 000	396, 200	423, 400	
76	233, 700	293, 100	339, 600	379, 700	396, 900	424, 100	
77	234, 400	293, 200	340, 000	380, 200	397, 300	424, 600	
78	235, 200	293, 600	340, 500	380, 800	398, 000		

79	236, 000	293, 800	341, 000	381, 400	398, 700		
80	236, 800	294, 200	341, 500	382, 000	399, 400		
81	237, 500	294, 400	342, 000	382, 700	399, 900		
82	238, 200	294, 600	342, 500	383, 300	400, 600		
83	238, 900	295, 000	343, 000	383, 900	401, 300		
84	239, 600	295, 300	343, 500	384, 500	402, 000		
85	240, 300	295, 600	344, 000	385, 100	402, 500		
86	241, 000	295, 900	344, 500	385, 700			
87	241, 700	296, 200	345, 000	386, 300			
88	242, 400	296, 600	345, 500	386, 900			
89	243, 100	296, 900	345, 900	387, 600			
90	243, 600	297, 300	346, 400	388, 200			
91	244, 100	297, 700	346, 900	388, 800			
92	244, 600	298, 100	347, 400	389, 400			
93	244, 900	298, 200	347, 700	390, 100			
94		298, 600	348, 200				
95		299, 000	348, 700				
96		299, 400	349, 200				
97		299, 600	349, 500				
98		300, 000	350, 000				
99		300, 400	350, 500				
100		300, 800	351, 000				
101		301, 000	351, 300				
102		301, 400	351, 700				
103		301, 800	352, 100				
104		302, 200	352, 500				
105		302, 400	353, 000				
106		302, 800	353, 400				

	107		303,200	353,800				
	108		303,600	354,200				
	109		303,800	354,700				
	110		304,200	355,100				
	111		304,600	355,500				
	112		305,000	355,900				
	113		305,200	356,400				
	114		305,600					
	115		306,000					
	116		306,400					
	117		306,600					
	118		306,900					
	119		307,200					
	120		307,500					
	121		307,900					
	122		308,200					
	123		308,500					
	124		308,800					
	125		309,200					
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額の100分の98.97(他の職員と権衡上必要と認められる限度において市長が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を給料月額とする。

第2条 燕市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第16条の4第1項中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、第7条の2第1項の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第16条の4第3項中「前2項」を「前3項」とし、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合、同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第16条の8第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75.0」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35.0」に改める。

第17条中「及び第10条の2」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300

23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700

51	211, 000	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100
52	212, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500
53	213, 300	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900
54	214, 300	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300
55	215, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700
56	216, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000
57	217, 100	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300
58	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700
59	219, 000	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000
60	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300
61	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600
62	221, 800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800	
63	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100	
64	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400	
65	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700	
66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000	
67	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300	
68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600	
69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800	
70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100	
71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400	
72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700	
73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900	
74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200	
75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500	
76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700	
77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900	
78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200	

79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500	
80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700	
81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900	
82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200	
83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500	
84	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700	
85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900	
86	241, 000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000		
87	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300		
88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500		
89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700		
90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000		
91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300		
92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500		
93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700		
94		292, 500	340, 300				
95		292, 900	340, 800				
96		293, 300	341, 200				
97		293, 500	341, 300				
98		293, 800	341, 800				
99		294, 200	342, 200				
100		294, 600	342, 500				
101		294, 800	342, 800				
102		295, 100	343, 200				
103		295, 500	343, 600				
104		295, 800	344, 000				
105		296, 000	344, 500				
106		296, 300	344, 900				

	107		296,700	345,300				
	108		297,000	345,700				
	109		297,200	346,200				
	110		297,600	346,600				
	111		298,000	346,900				
	112		298,300	347,200				
	113		298,400	347,700				
	114		298,700					
	115		299,000					
	116		299,400					
	117		299,600					
	118		299,800					
	119		300,100					
	120		300,400					
	121		300,800					
	122		301,000					
	123		301,300					
	124		301,600					
	125		301,900					
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項から第9項まで及び第11項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(燕市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第16条の8第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例(次項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。)の規定 平成26年4月1日
 - (2) 第1条の規定による改正後の給与条例第16条の8第2項の規定 平成26年12月1日

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料月額の内払に伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第16条の5第5項(給与条例第16条の8第4項において準用する場合及び燕市職員の育児休業等に関する条例(平成18年燕市条例第41号。次項において「育児休業条例」という。)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第16条の5第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年燕市条例第 号)附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

- 10 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、この規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で規則で定める額
-----------	-----	---------------------

(規則への委任)

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 20 号

燕市行政組織条例の一部改正について

燕市行政組織条例（平成18年燕市条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市行政組織条例の一部を改正する条例

燕市行政組織条例(平成18年燕市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 統計に関すること。

第2条の表企画財政部の項第11号を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

燕市行政手続条例の一部改正について

燕市行政手続条例（平成18年燕市条例第10号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市行政手続条例の一部を改正する条例

燕市行政手続条例(平成18年燕市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導(第30条―第34条)」を「第4章 行政指導(第30条―第34条)」を
第4章の2 処分等の

30条―第34条の2

に改める。
求め(第34条の3) 」

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第5号中「名あて人」を
「名宛人」に改め、同条第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、
同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等
をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すと
きは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規
定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指
導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当
該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中
止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政
指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされた
ものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければ
ならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

- 第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分(その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。)又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(燕市税条例の一部改正)

- 2 燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

燕市介護保険条例の一部改正について

燕市介護保険条例（平成18年燕市条例第129号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市介護保険条例の一部を改正する条例

燕市介護保険条例(平成 18 年燕市条例第 129 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「居宅支援サービス費等」を「介護予防サービス費等」に改める。

第 6 条第 1 項中「平成 24 年度から平成 26 年度」を「平成 27 年度から平成 29 年度」に改め、同項第 1 号中「34,800 円」を「37,800 円」に改め、同項第 2 号中「34,800 円」を「56,700 円」に改め、同項第 3 号中「52,200 円」を「56,700 円」に改め、同項第 6 号中「令第 38 条第 1 項第 6 号」を「令第 38 条第 1 項第 9 号」に、「104,400 円」を「128,500 円」に改め、同号を同項第 9 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 98,300 円

(8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 113,400 円

第 6 条第 1 項第 5 号中「令第 38 条第 1 項第 5 号」を「令第 38 条第 1 項第 6 号」に、「87,000 円」を「90,700 円」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「令第 38 条第 1 項第 4 号」を「令第 38 条第 1 項第 5 号」に、「69,600 円」を「75,600 円」に改め、同号を同項第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 68,000 円

第 6 条第 2 項中「平成 24 年度から平成 26 年度までの令第 38 条第 1 項第 5 号」を「平成 27 年度から平成 29 年度までの令第 38 条第 1 項第 6 号」に、「規則」という。) 第 143 条の規定にかかわらず、190 万円」を「省令」という。) 第 143 条の規定により、120 万円」に改め、同条に次の 3 項を加える。

3 平成 27 年度から平成 29 年度までの令第 38 条第 1 項第 7 号の基準所得金額は、令第 38 条第 7 項の規定に基づく省令第 143 条の 2 の規定により、190 万円とする。

4 平成 27 年度から平成 29 年度までの令第 38 条第 1 項第 8 号の基準所得金額は、令第 38 条第 8 項の規定に基づく省令第 143 条の 3 の規定により、290 万円とする。

5 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額に係る第 1 項第 1 号に該当する者の平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,000 円とする。

第 8 条第 3 項中「及びハ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ又は第 5 号ロ」を「若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ又は第 8 号ロ」に、「令第 38 条第 1 項第 1 号から第 5 号」を「令第 38 条第 1 項第 1 号から第 8 号」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

9 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に行わず、平成 29 年 4 月 1 日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の燕市介護保険条例第 6 条の規定は、平成 27 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

燕市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係
る職員の員数等の基準を定める条例

燕市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員
数等の基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員数等の基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の員数等の基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 包括的支援事業 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する事業
- (2) 被保険者 法第 9 条に規定する者
- (3) 第 1 号被保険者 法第 9 条第 1 号に規定する者

(基本方針)

第 3 条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 4 号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員数の基準)

第 4 条 1 の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1 人

2 前項の規定にかかわらず、地域的条件及びその他の条件を勘案して特定の生活圏域に 1 の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、次に定めるとおりとする。

(1) おおむね 1,000 人未満 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人

(2) おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(3) おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

3 地域的条件その他の条件により 1 の地域包括支援センターが担当する区域の第 1 号被保険者の数がおおむね 6,000 人を超える場合の人員配置基準は、第 1 項に定める職員の員数に次の各号に定める員数を加えるものとする。

(1) おおむね 7,000 人未満 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人

(2) おおむね 7,000 人以上 8,000 人未満 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 人員に関する基準(第4条・第5条)

第3章 運営に関する基準(第6条―第30条)

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第31条―第33条)

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当介護予防支援(同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指定介護予防支援の事業は、当該事業の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援

事業者をいう。以下同じ。)は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。(指定介護予防支援の事業者の指定に係る基準)

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事

業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族

の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第7条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第 8 条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 9 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定(法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。)の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第 10 条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 11 条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 12 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援(法第 58 条第 4 項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第 2 項に規定する介護予防

サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 13 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第 14 条 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 4 号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員(法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 2 条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第 15 条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市(法第 53 条第 7 項において読み替えて準用する法第 41 条第 10 項の規定により法第 53 条第 6 項の規

定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者(同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)をいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービス(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。)に係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

- 第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定(法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。)の利用に関する指示に従わないこ

と等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第 18 条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 19 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第 20 条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限り

でない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第 21 条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第 22 条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第 23 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第 24 条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(第 32 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 25 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第 26 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 27 条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第 6 項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の

2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者又はその家族に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 28 条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 29 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第 30 条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

ならない。

- (1) 第 32 条第 13 号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア 介護予防サービス計画
 - イ 第 32 条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録
 - ウ 第 32 条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録
 - エ 第 32 条第 14 号に規定する評価の結果の記録
 - オ 第 32 条第 15 号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第 17 条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第 27 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 28 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第 31 条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防(法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 32 条 指定介護予防支援の方針は、第 2 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、

利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付(法第 18 条第 2 号に規定する予防給付をいう。以下同じ。)の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければならない。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画(新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 24 年新潟県条例第 62 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 42 条第 2 号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも 1 月に 1 回、聴取しなければならない。

(13) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した後は、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(15) 担当職員は、第 13 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月に 1 回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第 99 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準条例第 119 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と

の連絡を実施すること。

ウ 少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第 33 条第 2 項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第 33 条の 2 第 1 項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第 3 号から第 12 号までの規定は、第 13 号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行わなければならない。

(19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行わなければならない。

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護(法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)、介護予防通所リハビリテーション(同条第 8 項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行わなければならない。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護（法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）又は介護予防短期入所療養介護（同条第 10 項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与（法第 8 条の 2 第 12 項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売（法第 8 条の 2 第 13 項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見（法第

73 条第 2 項に規定する認定審査会意見をいう。)又は介護予防サービス(法第 37 条第 1 項の規定による指定に係る介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図らなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第 33 条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能、栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善及び環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業(法第 115 条の 45 に規定する地域支援事業をいう。)及

び介護給付(法第 18 条第 1 号に規定する介護給付をいう。)と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。

(7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

(8) 機能の改善の後についても、その状態の維持への支援に努めること。

第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第 34 条 第 2 条及び第 2 章から前章(第 27 条第 6 項及び第 7 項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「第 19 条」とあるのは「第 34 条において準用する第 19 条」と、第 12 条中「指定介護予防支援(法第 58 条第 4 項の規定に基づき介護予防サービス計画費(同条第 2 項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第 59 条第 3 項に規定する特例介護予防サービス計画の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

燕市特別会計条例の一部改正について

燕市特別会計条例（平成18年燕市条例第60号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市特別会計条例の一部を改正する条例

燕市特別会計条例(平成18年燕市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号を削る。

第3条中「及び第3号」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

燕市都市公園条例の一部改正について

燕市都市公園条例（平成18年燕市条例第166号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市都市公園条例の一部を改正する条例

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「前2号」を「前2項」に改める。

別表第1に次のように加える。

井土巻二丁目公園	燕市井土巻二丁目59番地
東町公園	燕市佐渡797番地3先

別表第4の1法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合の表公園施設の管理の項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表第4の2法第6条第1項又は第3項の規定による公園の占用の許可を受けた場合の表を次のように改める。

2 法第6条第1項又は第3項の規定による公園の占用の許可を受けた場合

占用物件		単位	金額(円)
電柱	第1種電柱	1本につき1年	450
	第2種電柱		700
	第3種電柱		940
電話柱	第1種電話柱		410
	第2種電話柱		650
	第3種電話柱		890
その他柱類			
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	4
地下に設ける電線その他の線類		長さ1mにつき1年	2
水道管、	外径が0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	37
下水道 管、ガス	外径が0.15m以上0.2m未満の もの		49

管その他	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	97
これらに	の	
類するも	外径が0.4m以上1m未満のもの	240
の	外径が1m以上のもの	490
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	810
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	340
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	占有面積1m ² につき1日	20
標識	1本につき1年	650
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	占有面積1m ² につき1月	200
土石、竹木その他工事用材料の置場	占有面積1m ² につき1月	200

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第4の2法第6条第1項又は第3項の規定による公園の占有の許可を受けた場合の表の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後の公園の占有に係る使用料(以下「占有料」という。)について適用し、施行日前の占有料については、なお従前の例による。

燕市道路占用料徴収条例の一部改正について

燕市道路占用料徴収条例（平成18年燕市条例第158号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

燕市道路占用料徴収条例(平成18年燕市条例第158号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	450
	第2種電柱		700
	第3種電柱		940
	第1種電話柱		410
	第2種電話柱		650
	第3種電話柱		890
	その他の柱類		41
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	400
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	810
	郵便差出箱及び信書便差出箱		340
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	810
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	37
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			49
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			97
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			240
	外径が1メートル以上のもの			490
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	810
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			980
	地下に設ける通路			590
	その他のもの			810
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであることを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200

	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
標識		1本につき1年	650
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20
	その他のもの	1本につき1月	200
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000
	その他のもの		980
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	810
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			81

政令第7条 第8号に掲 げる施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.016を乗じ て得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じ て得た額
政令第7条 第9号に掲 げる施設	建築物		Aに0.016を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じ て得た額
政令第7条 第10号に掲 げる施設及 び自動車駐 車場	建築物		Aに0.02を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じ て得た額
政令第7条 第11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じ て得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じ て得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じ て得た額
政令第7条 第13号に掲 げる施設	トンネルの上又は自動車専用 道路(高架のものに限る。)の 路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じ て得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じ て得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じ て得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 1件の占用料が100円に満たないものにあつては、これを100円とする。
- 3 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 7 Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により市に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。
- 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 9 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の燕市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

燕市営住宅条例の一部改正について

燕市営住宅条例（平成18年燕市条例第160号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市営住宅条例の一部を改正する条例

燕市営住宅条例(平成18年燕市条例第160号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1市営住宅の表中

「

宮裏団地	燕市吉田新田町12番	木造平屋建	10	昭和31年度
------	------------	-------	----	--------

」

を

「

宮裏団地	燕市吉田新田町12番	木造平屋建	9	昭和31年度
------	------------	-------	---	--------

」

に、

「

泉新団地	燕市泉新374番地6	木造平屋建	2	昭和36年度
------	------------	-------	---	--------

」

を

「

泉新団地	燕市泉新374番地6	木造平屋建	1	昭和36年度
------	------------	-------	---	--------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(燕市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 燕市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年燕市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削る。

第7条中「市長」を「任命権者」に改める。

別表中

「

教育委員会	委員長	月額 50,000円
	委員	月額 45,000円

を

」

「

教育委員会委員	月額 45,000円
---------	------------

に、

」

「

児童福祉施設等(児童館、児童クラブその他施設)の管理運営業務に従事する者	月額 210,000円以内
社会教育施設等(史料館、公民館その他施設)の管理運営業務に従事する者	月額 150,000円以内
市税等の徴収業務に従事する者	月額 225,000円以内
外国語指導の業務に従事する者	月額 330,000円以内

を

」

「

児童福祉施設等(児童館、児童クラブその他施設)の管理運営業務に従事する者	月額 215,000円以内
--------------------------------------	---------------

」

社会教育施設等(史料館、公民館その他施設)の管理運営業務に従事する者	月額 155,000円以内
市税等の徴収業務に従事する者	月額 230,000円以内
福祉等の相談業務に従事する者	月額 250,000円以内
外国語指導の業務に従事する者	月額 335,000円以内

に、

」

「

その他の非常勤職員	報酬が日額の場合は15,000円以内、月額の場合は180,000円以内、年額の場合は210,000円以内(ただし、特に高度の専門知識又は技術を要する業務を行う者及び前記の報酬区分又は報酬額によりがたい等特別の理由があるものについては、任命権者の定める額)
-----------	---

を

」

「

その他の非常勤職員	報酬が日額の場合は15,000円以内、月額の場合は185,000円以内、年額の場合は210,000円以内(ただし、特に高度の専門知識又は技術を要する業務を行う者及び前記の報酬区分又は報酬額によりがたい等特別の理由があるものについては、任命権者の定める額)
-----------	---

に

」

改める。

(燕市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 燕市特別職報酬等審議会条例(平成18年燕市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(燕市議会委員会条例の一部改正)

第3条 燕市議会委員会条例(平成18年燕市条例第178号)の一部を次のように改正する。

第21条中「、教育委員会の委員長」を削る。

(燕市教育委員会委員定数条例の一部改正)

第4条 燕市教育委員会委員定数条例(平成20年燕市条例第24号)の一部を次のように改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

(燕市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止)

第5条 燕市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(平成18年燕市条例第51号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、第1条の規定による改正前の燕市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条及び別表中教育委員会の項、第2条の規定による改正前の燕市特別職報酬等審議会条例第2条、第3条の規定による改正前の燕市議会委員会条例第21条、第4条の規定による改正前の燕市教育委員会委員定数条例並びに第5条の規定による廃止前の燕市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

燕市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する
義務の特例に関する条例の制定について

燕市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市教育委員会教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、燕市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の勤務時間等及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項に規定する教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇及び休業については、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「新法」という。)第4条第1項の規定により任命された新法第13条第1項の教育長について適用する。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(燕市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 燕市立幼稚園条例(平成18年燕市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中燕市立燕南幼稚園の項を削る。

第2条の見出しを「(保育料の額)」に改め、同条第1項中「保育料」を「保育料の額」に、「年額7万2,000円」を「別表のとおり」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

(保育料の納期)

第3条 各月分の保育料の納期限は、その月の末日(12月分の保育料にあつては、同月25日)とする。

2 前項の場合において、納期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日を持って納期限とする。

附則の次に次の1表を加える。

別表(第2条関係)

徴収金基準額表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		幼稚園保育料 徴収金基準額 (月額)
階層区分	定義	
第 1	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	0 円
第 2	市区町村民税非課税世帯 (市区町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000 円
第 3	第 1 階層及び第 2 階層	77,100 円以下
第 4	を除き、市区町村民税 所得割課税世帯であつ	77,101 円以上 211,200 円以下
第 5	て、その所得割の額の 区分が次の区分に該当 する世帯	211,201 円以上 20,000 円

1 4月分から8月分までの保育料にあつては前年度分市区町村民税の課税状況により、9月分から3月分までの保育料にあつては当年度分市区町村民税の課税状況により階層区分の判定を行う。

2 児童の属する世帯が次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を、第2階層と判定された世帯は無料、第3階層と判定された世帯は1,000円減額とする。

①「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養しているものの世帯

②「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金等の受給者

③「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると教育委員会が認めた世帯

3 児童の保護者が小学校3年生以下の範囲において複数の児童を養育している場合には、その範囲において最年長の児童から順に、2人目の保育料にあつては当該階層の徴収金基準額(第2項の規定に該当する世帯は減額適用後の徴収金基準額)に2分の1を乗じて得た額とし、3人目以降の保育料にあつては無料とする。この場合において、この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 月の中途において入園、退園、休園又は転園をしたときは、当該月分の保育料を次のとおり減額する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

当該月の保育料＝徴収金基準額÷20×当該月の入園日以降又は退園日以前の開所日

5 休園の期間が全月にわたる場合は、当該月分の保育料は、徴収しない。

(燕市保育園条例の一部改正)

第2条 燕市保育園条例(平成18年燕市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第8条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

別表中南保育園の項を削る。

(燕市保育園施設使用条例の一部改正)

第3条 燕市保育園施設使用条例(平成18年燕市条例第107号)の一部を次のよ

うに改正する。

題名を次のように改める。

燕市立保育園及び認定こども園施設使用条例

第1条中「燕市保育園施設使用料」を「保育園及び認定こども園の施設使用料」に改める。

第2条を次のように改める。

(保育園及び認定こども園の範囲)

第2条 この条例の適用を受ける保育園及び認定こども園は、燕市保育園条例(平成18年燕市条例第106号)第2条に規定する燕市立保育園及び燕市立認定こども園条例(平成24年燕市条例第27号)第2条に規定する燕市立認定こども園(以下「保育園等」という。)とする。

第3条第1項及び第4条中「保育園」を「保育園等」に改める。

(燕市立認定こども園条例の一部改正)

第4条 燕市立認定こども園条例(平成24年燕市条例第27号)の一部を次のように

に改正する。

第1条中「本市が設置し、管理する幼稚園及び保育園における」を削り、「(平成18年法律第77号)の規定に基づき」を「(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として」に改める。

第2条の見出し及び同条中「、構成する施設」を削り、同条の表中構成する施設の欄を削る。

第3条第1号中「学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号」を「法第9条各号」に改め、「教育」の次に「及び保育」を加え、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条を次のように改める。

(保育料の額)

第4条 保育料の額は、教育委員会規則で定める。

第5条を第7条とし、同条の前に次の2条を加える。

(保育料の納期)

第5条 各月分の保育料の納期限は、その月の末日(12月分の保育料にあつては、同月25日)とする。

2 前項の場合において、納期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもって納期限とする。

(保育料の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(燕市立幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に燕市立幼稚園に在園する児童に係る保育料の額は、改正後の第2条に規定する額又は6,000円のどちらか低い金額の方とする。

3 前項の場合において、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に燕市立幼稚園に入園する児童についても、同様とする。

燕市立小・中学校施設設備利用条例の一部改正について

燕市立小・中学校施設設備利用条例（平成18年燕市条例第98号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市立小・中学校施設設備利用条例の一部を改正する条例

燕市立小・中学校施設設備利用条例(平成18年燕市条例第98号)の一部を次のように改正する。

別表中燕市立燕東小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

燕市民交流センター条例の制定について

燕市民交流センター条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市民交流センター条例

(設置)

第1条 市民活動の推進、子育て環境の充実及び福祉の向上を図るとともに、市民交流及び学習の場を提供するため、燕市民交流センター(以下「交流センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
燕市民交流センター	燕市吉田日之出町1番1号

(管理)

第3条 交流センターは、燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(開館時間及び休館日)

第4条 交流センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後9時30分まで

(2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の許可)

第5条 交流センターを使用しようとするものは、別に定めるものを除くほか、教育委員会の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、交流センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの使用を許可しない。

(1) 設置の目的に反する使用をするおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設及び附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。

(5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者の指示をしようとするとき。

(6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき、又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

（目的外使用等の禁止）

第7条 第5条の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可された目的以外の目的に交流センターを使用してはならない。

2 使用者は、使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可なく使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 使用許可を受けた施設及び附属設備以外は使用しないこと。

(3) 火薬、凶器等の危険物を持ち込まないこと。

(4) 火災、盗難等の事故発生防止に留意すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、使用の許可に際し付された条件及び係員の指示に従うこと。

（使用許可の取消し等）

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) 使用の許可に際し付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別な事情により教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項各号の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会はその責を負わない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める理由によるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、交流センターの使用が終わったときは、速やかに当該使用に係る施設及び附属設備を原状に回復させなければならない。また、第9条の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、故意又は過失により施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年5月7日から施行する。

別表（第10条関係）

燕市民交流センター使用料

室名	午前 9 時から午後 0 時 30 分まで	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
多目的ホール	5,500 円	6,500 円	7,500 円	15,500 円
研修室	1,000 円	1,500 円	2,000 円	3,500 円
附属設備	教育委員会規則で定める額			

備考

- 1 使用者が入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の 5 割に相当する額を加算する（附属設備は除く。）。
- 2 市外の者が使用する場合は、使用料の 5 割に相当する額を加算する（附属設備は除く。）。
- 3 冷暖房を使用期間中に使用する場合は、使用料の 2 割に相当する額を加算する。
- 4 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は、行わない。

市道路線の認定、廃止及び変更について

次のとおり、市道路線の認定、廃止及び変更をするものとする。

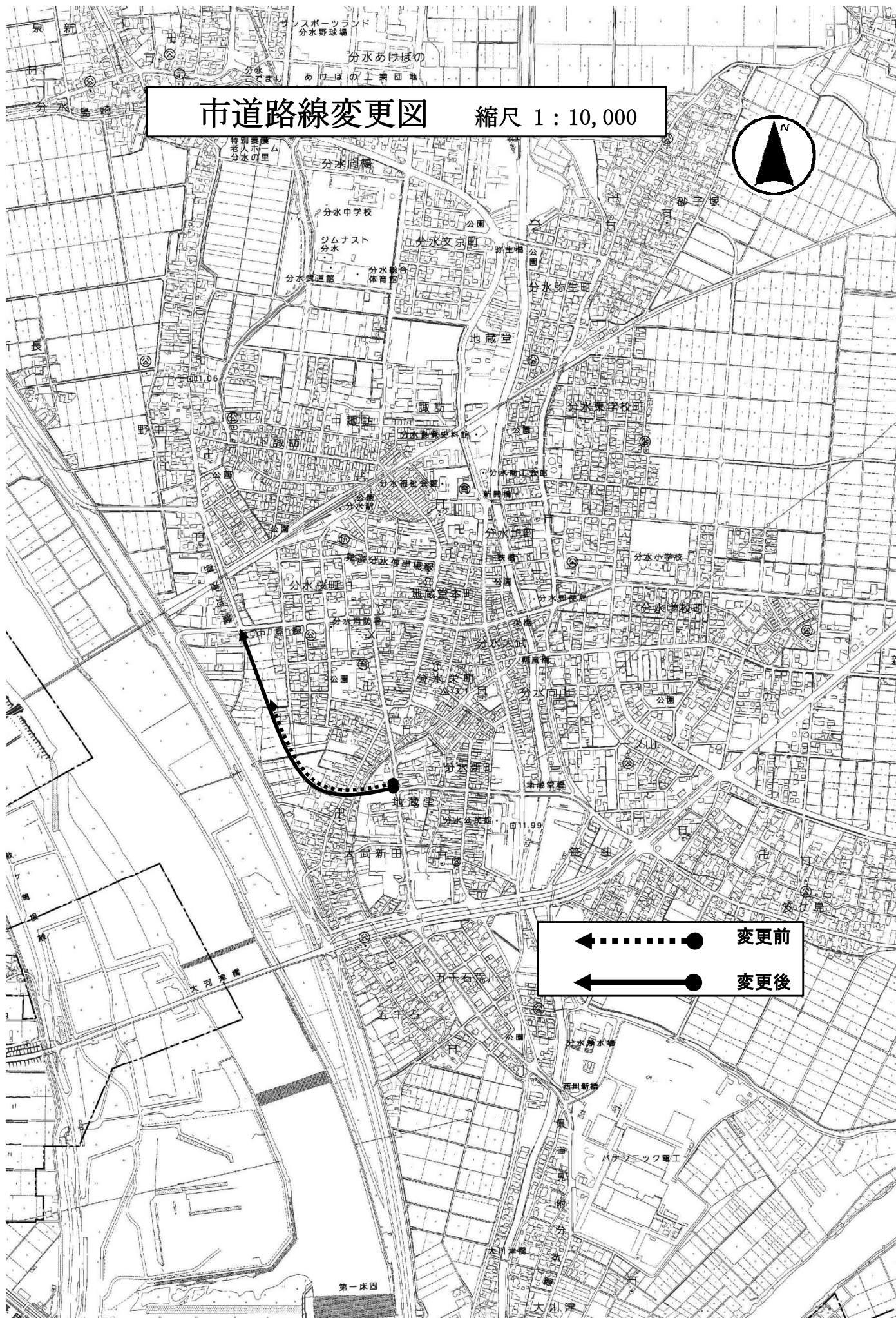
平成27年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

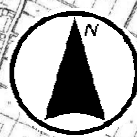
市道路線変更調書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)
1	五千石野中才線(新)	燕市大武新田字新町裏72番94	燕市野中才字前田1074番1	603
	五千石野中才線(旧)	燕市大武新田72番94	燕市野中才1112番1	420



市道路線変更図

縮尺 1 : 10,000



- 変更前
- 変更後

市道路線廃止調書

[illegible]

市道路線認定調書

[illegible]

縮尺 1 : 10,000



